

高槻市自立支援医療(育成医療・更生医療)
指定医療機関各位

高槻市健康福祉部福祉事務所
障がい福祉課長

令和7年度高槻市自立支援医療(育成医療・更生医療)指定医療機関を対象とする
集団指導について(通知)

平素より、本市の福祉行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第66条に基づき、指定自立支援医療機関への集団指導として、下記ホームページにて「高槻市自立支援医療(育成医療・更生医療)指定医療機関手引き」にまとめておりますので、必ずご確認及び遵守いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、以下の通り主な変更点及び留意点等についてお知らせいたしますのでご確認ください。

記

【高槻市自立支援医療(育成医療・更生医療)指定医療機関手引き】

高槻市ホームページ*ページID検索に『090391』と入力し検索

【留意点等】

1 事前申請

自立支援医療(更生医療・育成医療)は原則事前申請が必要です。

緊急手術等で事前申請が難しい場合は、必ず医療機関もしくはご本人かご家族から障がい福祉課に事前の相談(連絡可)をお願いいたします。事前相談もなく、事後申請されることにより、自立支援医療の決定ができない期間が生じてしまい、受給者にご負担をかけてしまうケースが散見されますので、ご注意ください。

2 重度障がい者医療証交付対象者について

自立支援医療対象者であり、重度障がい者医療証が交付されている対象者について、対象者へ自立支援医療の制度のご案内がされていない指定自立支援医療機関が散見されます。

ご案内後、対象者が申請されない場合がありますが、基本的には自立支援医療が優先となるため、対象者へはご案内及び申請勧奨していただきますようご協力をお願いいたします。

3 特定疾病併用者について

特定疾病療養受療証交付対象者について、特定疾病制度の適用がされず、自立支援医療費の請求となっている指定自立支援医療機関が散見されます。

当市へ特定疾病療養受療証の提示があった対象者については、自立支援医療受給者証の「特定疾病療養受療証」の欄が「有」となっています。該当者については、指定自立支援医療機関におかれましても特定疾病療養受療証の提示を求めていただき、特定疾病制度を適用していただきますようお願いいたします。審査内容によっては、返戻させていただく可能性があります。

高槻市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課
自立支援医療(育成・更生) 担当:長谷川・中谷
Tel (072) 674-7164
Fax (072) 674-7188
E-mail hukusi-82@city.takatsuki.osaka.jp